ANDERSON MŌRI & TOMOTSUNE

ASIA & EMERGING COUNTRIES LEGAL UPDATE

2021年4月

Contents

- 1【インド】インド倒産法における倒産申立ての制限措置の終了
- 2【メキシコ】データ保護法の解説(3)管理者と処理者の関係及び違反に対する制裁
- 3【インドネシア】外資規制の改正
- 4 【ブラジル】ビジネス環境の改善に関する新法の制定

アンダーソン・毛利・友常法律事務所のアジア・新興国プラクティス・グループでは、アジア及び新興国(ブラジル・ロシア・トルコ等)の法令規制等のアップデートを定期的に配信しております。皆様の今後の海外展開に関するご検討の一助となれば幸いです。

1. 【インド】インド倒産法における倒産申立ての制限措置の終了

ASIA & EMERGING COUNTRIES LEGAL UPDATE の 2020 年 11 月号のニュースレター(下記リンク先参照) でお知らせしたとおり、インドでは、新型コロナウイルスの感染拡大と、それに伴う企業の業績悪化への対策の1つとして、インドの倒産法である Insolvency and Bankruptcy Code, 2016(以下「インド倒産法」という。)に基づく倒産申立てが、2020 年 3 月 25 日からの 6 か月の間(すなわち、2020 年 9 月 25 日まで)の間、制限(停止)されており、またその後、インド企業省により、制限(停止)期間が 2020 年 12 月 25 日まで延長されていた。

https://www.amt-law.com/publications/detail/publication_0022372_ja_001

インド企業省は、その後、さらに上記倒産申立ての制限措置を 2021 年 3 月 24 日まで延長したが、同日以降は延長しなかった。

これにより、2021 年 3 月 25 日以降、インド会社法審判所(National Company Law Tribunal)へのインド倒産法に基づく倒産申立ての受理が再開されている。

インド倒産法に基づく倒産申立ての制限(停止)期間中、確かに企業の倒産申立て数は減少したが、インドにおける新型コロナウイルスの感染拡大と、それに伴う一般的な企業の業績悪化それ自体が回避できたわけではないため、今後、多くの業績が悪化したインド企業が、債務を整理して再建すべく、又は会社を清算すべく、倒産申立てを行うことが予想されている。

【インド】

弁護士 琴浦 諒
ryo.kotoura@amt-law.com
弁護士 大河内 亮
ryo.okochi@amt-law.com

2. 【メキシコ】データ保護法の解説(3)管理者と処理者の関係及び違反に対する制裁

1. はじめに

ASIA & EMERGING COUNTRIES LEGAL UPDATE 2020 年 12 月号「【メキシコ】データ保護法の解説(1)総論及び処理規制」(https://www.amt-law.com/asset/pdf/bulletins13_pdf/Asia_EC_20201225.pdf pp4-10)及び2021 年 2 月号「【メキシコ】データ保護法の解説(2)データ主体の権利及び移転規制」(https://www.amt-law.com/asset/pdf/bulletins13_pdf/Asia_EC_20210226.pdf pp3-7)に引き続き、メキシコのデータ保護法のうち、Ley Federal de Protección de Datos Personales en Posesión de los Particulares(以下「法」という。)及びReglamento de la Ley Federal de Protección de Datos Personales en Posesión de los Particulares(以下「規則」という。)について解説する。本稿では、その中でも、管理者と処理者の関係及び違反に対する制裁に関する規制について触れる。

2. 管理者と処理者の関係

管理者 (responsable) とは、個人データの処理を決定する民間の自然人又は法人をいい 1 、処理者 (encargado) とは、管理者に代わって個人データを単独又は共同で処理する自然人又は法人をいう 2 。処理者は管理者の組織の一部ではなく、管理者に提供するサービスの範囲を定める法的関係に基づいて、単独又は共同で、管理者に代わって個人データを処理する公的又は民間の個人又は企業体が処理者であるとされる 3 。

管理者と処理者の関係は、その存在、範囲及び内容を証明する契約(又は管理者が指定するその他の法的文書)により定めなければならない⁴。個人データの処理に関する管理者と処理者の間の合意は、プライバシー通知の内容と矛盾してはならない⁵。

そして、処理者は、管理者に代わって行う処理に関して、以下の義務を負う6。

- | 管理者の指示のみに従って個人データを処理する義務
- 管理者の指示する目的以外の目的で個人データを処理しない義務
- Ⅲ. 法、規則及びその他の適用法令によって要求されるセキュリティ対策を実施する義務
- Ⅳ. 処理の対象となる個人データの秘密を守る義務
- V. 個人データの保存が法律上要求されていない場合には、管理者との法的関係が終了した場合又は管理者からの指示があった場合に、処理された個人データを削除する義務
- VI. 管理者が個人データの移転につき決定した場合、下請けのために伝達する必要がある場合又は所管官 庁によって要求された場合を除いて、個人データを移転しない義務

¹ 法 3 条 14 号

² 法3条9号

³ 規則 49 条

⁴ 規則 51 条

⁵ 規則 50 条

⁶ 規則 50 条

一方、管理者は、データが処理者(メキシコ内に所在するか否かを問わない。)に伝達され処理されていても、個人データを保護する義務を負い、その処理に責任を負う ⁷。この義務を遵守するために、管理者は、基準、最善の国際慣行、企業方針、自主規制等を定めることができ ⁸、実務上はそれらを定めて運用すべきである。管理者は、処理者にデータ保護法の関連規定を遵守させる義務を負い、処理者がかかる規定を遵守しなかった場合には管理者も責任を負う可能性がある ⁹。

3. 違反に対する制裁

法の違反があった場合には、制裁として行政処分又は刑事罰のいずれか又は双方が課(科)される可能性がある。

(1)行政処分

A. 法の違反とみなされる管理者の行為等

管理者による以下の行為等が法の違反とみなされる10。

- i. 正当な理由なしに、データ主体による ARCO 権行使に対応しないこと
- ii. データ主体による ARCO 権行使があった場合の処理及び対応における過失又は不正
- iii. 管理者のデータベースの全部又は一部に個人データが存在するにもかかわらず、かかる個人データが存在しない旨を不正に宣言すること
- iv. 法が定める原則に違反する個人データの処理
- v. 法 16 条で言及されている項目の全部又は一部をプライバシー通知に記載しないこと
- vi. 管理者の責めに帰する場合において不正確な個人データを維持すること、又はデータ主体が不正確な個人データの存在により影響を受ける場合において適切に修正又は削除を行わないこと
- vii. 法 64 条 1 号に基づく警告(下記 B.参照)の不遵守
- viii. 法 21 条が定める守秘義務の違反
- ix. 法 12 条に違反する、元のデータ処理の目的の大幅な変更
- x. データ開示の条件を含むプライバシー通知を提供せずに行う第三者への個人データの移転
- xi. データベース、サイト、プログラム、又は機器のセキュリティを危険にさらすこと(管理者の責めに帰する場合に限る。)
- xii. 法が許容する場合以外における個人データの移転
- xiii. データ主体の明示的な同意が必要な場合における、かかる明示的な同意なしに行う個人データの取得 又は移転
- xiv. 当局の調査活動の妨害
- xv. 欺瞞的かつ詐欺的な方法での個人データの取得
- xvi. INAI 又はデータ主体が個人データの違法な使用の終了を要求したにもかかわらず、個人データの違法な使用を継続すること
- xvii. メキシコの憲法 16 条に規定されている ARCO 権の行使に影響を与え、又は妨げる方法での個人データ

⁷ 規則 47 条

⁸ 規則 47 条

⁹ 法 14 条及び規則 48 条

¹⁰ 法63条

の処理

- xviii. 法 9 条 2 項の規定に違反するデータベースの作成
- xix. 法が定める管理者の義務の違反

B. 違反に対して課せられる行政処分の種類等

管轄当局である INAI が課すことができる行政処分は以下のとおりである 11。

- L データ主体によって要求された行為を実施するよう管理者に指示する旨の警告…上記 A.o.i. の違反の場合 12
- Ⅱ. 100 UMA ¹³以上 160,000 UMA 以下 ¹⁴(48,394 円以上 77,431,680 円以下に相当する。)の課徴金
 …上記 A.の ii から vii までの違反の場合 ¹⁵
- III. 200 UMA 以上 320,000 UMA 以下(96,789 円以上 154,863,360 円以下に相当する。)の課徴金・・・・ 上記 A.の viii から xviii までの違反の場合 16

機密性の高い個人データの処理に関する違反の場合、又は再度の違反の場合には、制裁が 2 倍となる可能性がある 17 。また、INAI は、どのような制裁を課すかを決定する際に、以下の点を考慮する 18 。

- データの性質
- 法の規定に基づくデータ主体の要求を管理者が拒否することが、明らかに不適切であるか否か
- 違反を構成する作為又は不作為が意図的であるか否か 19
- 管理者の財政状態
- 再度の違反であるか否か

C. 執行事例

2014 年、金融機関(管理者)は、顧客とその配偶者の健康状態に関するセンシティブデータを含む個人データを、適切な同意を得ることなく、またプライバシー通知を提供することもなく取得した。 INAI はかかる違反に対し、32,000,000 メキシコペソ(172,800,000 円)の課徴金を課した。

(2)刑事罰

以下の場合、刑事罰(懲役刑)が科せられる可能性がある。

¹¹ 法 64 条

¹² 法 64 条 1 号

¹³ Unidad de Medida y Actualización (通称「UMA」)という、法令上支払われるべき金額を算出するための経済単位である。2021 年現在、UMA は https://www.inegi.org.mx/temas/uma/にて確認可能である(1UMA=89.62 メキシコペソ)。日本円換算額は 1 メキシコペソ=5.4 円で計算した。

¹⁴ 法 64 条の条文上、罰金の算定の基礎となる単位は UMA ではなくメキシコシティの最低賃金(salario mínimo vigente en el Distrito Federal)と規定されているが、実務上は UMA が用いられているようである。

¹⁵ 法 64 条 2 号

¹⁶ 法 64 条 3 号

¹⁷ 法 64 条 4 号

¹⁸ 法 65 条

¹⁹ 当該項目に関連して、規則 58 条に基づき、INAI は個人データのセキュリティ侵害の事例においては、ペナルティの削減の判断に際して規則第3章に定める安全管理措置としての推奨事項の遵守を考慮することがある。

- 個人データを処理する権限のある者が、利益を得る目的で、自らの管理下にあるデータベースに影響を与えるようなセキュリティの違反を生じさせた場合(通常、3 か月以上 3 年以下の懲役)²⁰
- 違法な利益を得る目的で、データ主体等の誤解を利用して、個人データを不正に処理した場合(通常、6 か月以上 5 年以下の懲役)²¹

上記のいずれの場合も、個人データの侵害又は不正処理がセンシティブデータに関するものである場合、懲役期間が 2 倍となる ²²。

(3)民事責任

法は、個人データの取扱いに関する規制の違反及びそれに起因する損害を理由とする民事上の責任追及について詳細に規定していない。もっとも、この点は、損害を被った者による管理者の民事上の責任追及を妨げるものではない²³。

(注)本稿は、メキシコの法律事務所である Basham, Ringe y Correa, S.C.のメキシコ法弁護士である Adolfo Athie Cervantes 氏, Renata Denisse Buerón Valenzuela 氏及び Erika Itzel Rodríguez Kushelevich 氏の協力を得て作成しております。

【メキシコ】

弁護士 石井淳 jun.ishii@amt-law.com 弁護士 西山洋祐 ynishiyama@basham.com.mx

※メキシコの Basham, Ringe y Correa, S.C.法律事務所に勤務中

3. 【インドネシア】外資規制の改正

1. はじめに

インドネシアでは、2021 年 3 月 4 日、2020 年 11 月 2 日に施行された雇用創出法(通称オムニバス法)の下位法令として、投資事業分野に関する大統領令 2021 年第 10 号(以下「本大統領令」という。)が施行された。本大統領令は、これまで外資規制を定めていた大統領令 2016 年第 44 号に基づくネガティブリスト(以下「2016 年ネガティブリスト」という。)に置き換わり、インドネシアの外資規制を大きく緩和するものであるため、インドネシアに進出することを検討中、又は進出済みの日本企業にとって特に関心が高いと思われる。そこで、本稿では、本大統領令の主要なポイントについて簡潔に紹介する。

²⁰ 法 67 条

²¹ 法 68 条

²² 法 69 条

²³ 法 58 条及び法 66 条

2. 本大統領令の主要なポイント

(1) 本大統領令の概要

本大統領令は、外資・内資を問わず投資が禁止されている事業分野(例:麻薬栽培、化学兵器製造、カジノ事業)以外の事業分野を、以下の4つのカテゴリーに分類している。

- 条件付き事業分野
- 中小零細企業・協同組合(以下「**中小零細企業等**」という。)のために留保される又は中小零細企業等とのパートナーシップが条件とされる事業分野
- 優先事業分野
- 上記のいずれにも該当しない事業分野(本大統領令上、外資規制の対象外とされる事業分野)

以下では、2016年ネガティブリストからの改正点を中心に、各カテゴリーについて解説する。

(2) 条件付き事業分野

条件付き事業分野は、外資比率の上限等一定の条件を満たすことを条件に外資企業による投資が認められる事業分野である。2016 年ネガティブリストでは、条件付き事業分野として 350 の事業分野が指定されていたが、本大統領令では、条件付き事業分野の数は 46 まで減少している。条件付き事業分野のリストは本大統領令添付3に掲載されており、例えば、新聞、雑誌等の発行については、設立時は外資保有が禁止されている一方、設立後は、増資又は事業拡大のために、インドネシア証券取引所を通じた最大 49%の外資企業による投資が認められている。

(3) 中小零細企業等のために留保される又は中小零細企業等とのパートナーシップが条件とされる事業分野

本大統領令は、以下のいずれかのカテゴリーに属する 51 の事業分野を、中小零細企業等のために留保される事業分野として指定している。

- テクノロジーを伴わない又は基本的なテクノロジーのみを利用する事業
- 特別なプロセスを伴い、労働集約的であり、かつ文化遺産的な要素を備える事業
- 土地・建物を除く投資額が 100 億ルピアを超えない事業

中小零細企業等のために留保される事業分野については、外資企業による投資は禁止されており、例えば、 小売業のうちミニマーケットがこれに該当する。

さらに、本大統領令は、以下のいずれかのカテゴリーに属する 38 の事業分野を、中小零細企業等とのパートナーシップが条件とされる事業分野として指定している。

- 中小零細企業等によって通常実施される事業分野
- ◆ 大規模事業のサプライチェーンに含めることが推奨される事業分野

これらの事業分野については、外資企業は、中小零細企業等とのパートナーシップを条件に投資を行うことが

できる。パートナーシップとして認められる形態としては、下請、フランチャイズ、ディストリビューター、代理店、ジョイントベンチャー、アウトソーシング等が挙げられている。

中小零細企業等のために留保される又は中小零細企業等とのパートナーシップが条件とされる事業分野は、本大統領令添付 2 に掲載されている。2016 年ネガティブリストにおいても、中小零細企業等のために留保される又は中小零細企業等とのパートナーシップが条件とされる事業分野は指定されていたが、本大統領令では、対象となる事業分野の数が145 から89 に減少している。

(4) 優先事業分野

本大統領令は、国家戦略上重要な事業、資本・労働集約的な事業、ハイテク事業等の類型に属する 245 の事業分野を優先事業分野として指定している。優先事業分野は、2016 年ネガティブリストにはなかった新たなカテゴリーであり、所定の要件を満たす優先事業分野への投資は、経済的優遇措置(法人税の減免措置、輸入関税の免除等)及び非経済的優遇措置(ライセンス取得手続きの簡略化等)の対象となり得る。

優先事業分野の一覧、優遇措置を受けるための要件、優遇措置の内容等については、本大統領令添付 1 に掲載されている。なお、優先事業分野として指定されている事業分野の中には、条件付き事業分野又は中小零細企業等のために留保される若しくは中小零細企業等とのパートナーシップが条件とされる事業分野としても指定され、外資規制の対象となっている事業分野も含まれている点には留意が必要である。

(5) 本大統領令上、外資規制の対象外とされた事業分野

本大統領令における 2016 年ネガティブリストからの最大の改正点は、上記のとおり条件付き事業分野が大幅に削減され、多くの事業分野が外資規制の対象から除外された点にあると言える。本大統領令において外資規制の対象から除外された事業分野としては、例えば以下の事業分野が挙げられる。

	事業分野	2016 年ネガティブリストからの変更点
	・インターネットサービスプロバ	2016 年ネガティブリストでは外資比率は 67%に制限
	イダー	されていたが、本大統領令では外資規制の対象から
	・固定通信ネットワークプロバイ	除外されている。
	ダー	
テクノロジー・メディ	・モバイル通信ネットワークプロ	
ア・通信分野	バイダー	
	・商業目的のウェブポータル、	2016 年ネガティブリストでは、投資額が 1000 億ルピ
	デジタルプラットフォーム(マー	アを超える場合を除き、外資比率は 49%に制限され
	ケットプレイス等)	ていたが、本大統領令では外資規制の対象から除外
		されている。
	·病院	2016 年ネガティブリストでは外資比率は 67%
		(ASEAN 投資家の場合 75%)に制限されていたが、
ヘルスケア関連分		本大統領令では外資規制の対象から除外されてい
野		る。但し、保健大臣規則の適用あり。
	・医薬品原料の卸売	2016 年ネガティブリストでは外資保有は禁止されてい
		たが、本大統領令では外資規制の対象から除外され

		ている。
		2016 年ネガティブリストでは外資比率は 49%に制限
	と が 成 品 マングログロ	されていたが、本大統領令では外資規制の対象から
		除外されている。
		2016 年ネガティブリストでは外資比率は 85%に制限
		されていたが、本大統領令では外資規制の対象から
		除外されている。
	 ・発電施設の 0&M 事業	2016 年ネガティブリストでは外資比率は 95%に制限
	元 电池放り ひばい 事来	されていたが、本大統領令では外資規制の対象から
		除外されている。
 エネルギー・資源	 ·石油·天然ガス掘削作業	2016 年ネガティブリストでは、オンショアの掘削につい
分野		ては外資保有は禁止され、オフショアの掘削について
分野		は外資比率は75%に制限されていたが、本大統領令
		では、オンショア、オフショアいずれについても外資規
		一日は、オンショナ、オンショナいりもにこういても外質が
	│ ・高度な技術又は高いリスクを	2016 年ネガティブリストでは外資比率が 67%
	伴う建設業	(ASEAN 投資家については 70%)に制限されていた
	〒7年8末 ・金額が 500 億ルピアを超え	が、本大統領令では外資規制の対象から除外されて
	金銭が 500	いる。但し、建設サービス法の適用あり。
建設分野	る建設米 ・高度な技術又は高いリスクを	いる。巨い、建設サービバ広の週用のり。
	伴う建設コンサルタント業	
	〒7建設コンケルスフド末 ・金額が 100 億ルピアを超え	
	金銭が 100 億ルビアを超え る建設コンサルタント業	
	・生産と関連しないディストリビ	2016 年ネガティブリストでは外資比率が 67%に制限
ディストリビュータ	ユーター業	されていたが、本大統領令では外資規制の対象から
一業 		除外されている。
	・フレイトフォワーダー	2016 年ネガティブリストでは外資比率が 67%に制限
		されていたが、本大統領令では外資規制の対象から
		除外されている。但し、運輸大臣規則の適用あり。
	·倉庫業	2016 年ネガティブリストでは外資比率が 67%に制限
		されていたが、本大統領令では外資規制の対象から
		除外されている。
	・陸上乗客運送ターミナル運	2016 年ネガティブリストでは外資保有が禁止されてい
ロジスティック分野	営業	たが、本大統領令では外資規制の対象から除外され
		ている。
	・空港サービス、港湾施設の	2016 年ネガティブリストでは外資比率は 49%に制限
	提供	されていたが、本大統領令では外資規制の対象から
		除外されている。
	・空港関連サービス	2016 年ネガティブリストでは外資比率は 67%に制限
		されていたが、本大統領令では外資規制の対象から
		除外されている。
 小売業	・車、バイク、自動車部品等の	2016 年ネガティブリストでは外資保有は禁止されてい
小丰業	中、ハイブ、日勤中叩叩寺の	2010 千小刀 アイン アバー (1877) 具体 円は 赤正 (2010)

		ている。
	・スーパーマーケット(売場面	2016 年ネガティブリストでは外資保有は禁止されてい
	積が 1200sqm 未満)	たが、本大統領令では一定の最低売場面積の基準を
		満たすことを条件に外資規制の対象から除外されてい
		ర ం
	・デパート(売場 面積が	2016 年ネガティブリストでは外資比率は 67%に制限
	400sqm以上2000sqm以下)	されていたが、本大統領令では外資規制の対象から
		除外されている。
不動産仲介業		2016 年ネガティブリストでは外資保有は禁止されてい
		たが、本大統領令では外資規制の対象から除外され
		ている。
広告業		2016 年ネガティブリストでは外資保有は禁止(ASEAN
		投資家については51%に制限)されていたが、本大統
		領令では外資規制の対象から除外されている。

但し、本大統領令上外資規制の対象から除外された事業分野についても、当該事業分野に係る個別法によって外資規制に相当する規定が定められている場合がある。本大統領令は、そのような個別法は、本大統領令の規定と矛盾抵触しない限り、本大統領令施行後も適用されると規定していることから、実際に投資を検討する際には、本大統領令とは別に個別法による規制が存在するか、存在する場合、本大統領令とどのような関係にあるか等について慎重に検討する必要がある。例えば、以下の事業分野に係る個別法について留意が必要である。

- 金融・銀行業については、本大統領令では特段の制限がないが、インドネシア金融庁(OJK)によって別途金融業規制が定められており、実際に投資を検討する際にはその内容を確認する必要がある。
- 建設業については、個別法(建設サービス法)において、ローカル企業とのジョイントベンチャー組成を要求する規定等があり、当該規定は本大統領令施行後も引き続き適用されるものと解されている。
- その他、病院、小売業、フレイトフォワーダー等についても、個別の業法による規制が存在しており、実際 に投資を検討する際には、別途検討が必要となる。

(6) その他の留意点

本大統領令に関するその他の留意点は以下のとおりである。

- 各事業の事業許認可取得のための要件や手続きについては、オムニバス法の施行に際して発行された、 リスクベースの事業許認可実施に関する政令 2021 年第 5 号に詳細が規定されており、当該規定に従う 必要がある。
- 本大統領令施行後も、外資企業の最低投資額は事業分野ごとに 100 億ルピア超と定められている。
- 特別経済特区における事業については本大統領令が定める外資規制の適用対象外である。
- ポートフォリオ投資(インドネシア証券取引所を通じた上場会社への投資)については、外資規制の対象 外と解されている。
- 本大統領令施行前に実行済みの外資企業による投資については、グランドファーザールールが適用され、 既存の事業要件が保証される。
- 二国間投資協定で本大統領令よりも外国投資家に有利な優遇措置が認められている場合には、当該二

国間投資協定の規定が適用される。

3. 終わりに

本大統領令による外資規制の緩和は、インドネシアへの新規投資を検討する日本企業にとってポジティブな法改正であると考えられる。また、既存事業についても、本大統領令における外資規制の有無を確認し、当該事業が外資規制の対象から除外されている場合にはローカルパートナーの持分買取を進めるべく交渉するといった対応も考えられるところである。但し、本大統領令は制定されたばかりであり、今後の運用状況については注視する必要がある。

【インドネシア】

弁護士 池田 孝宏

takahiro.ikeda@amt-law.com

弁護士 朝倉 亮

ryo.asakura@amt-law.com

4. 【ブラジル】ビジネス環境の改善に関する新法の制定

本年3月29日付で、Provisional Measure 1040号(以下「MP1040」という。)が公布され、同日施行された。 Provisional Measure(以下「MP」という。)は、大統領により公布されることにより即時に法令としての効力を生じるものであるが、原則として60日の期間内(1度のみ延長可能)に連邦議会により承認される必要があり、当該期間内に承認されなければ失効する。MP1040は、ブラジルのビジネス環境を様々な点において改善することを目的とするものであり、その内容は多岐にわたるが、本稿では、当該MPによる主な改正点について概要を述べる。

1. 会社設立手続きの簡易化

ブラジルの各法人には、CNPJ という納税者番号が交付されているが、単一の CNPJ の元に連邦、州、市町村レベルの登録を統一するものとされた。

また、会社設立に際して従来必要であった本店所在地の有効性の分析は不要とされ、また社名が有効に登録できることの確認は、インターネット経由でもできるものとされた。

2. 少数株主の保護

株主の権利、特に少数株主の権利を保護するために会社法が改正され、公開会社に関する規制が変更された。その具体的な内容は、以下のとおりである。

- CVM(ブラジル証券取引委員会)が定義を定める関連当事者取引に関し、株主総会決議による承認の 対象とされた。
- 株主総会の(1回目の)招集通知は、15日前までに送付することが必要であったところ、30日前までに送付しなければならないものとされた(この点に関しては、CVMの命令により、本年5月1日以後に招集される株主総会についてのみ適用される。)。また、株主に関連文書が開示されていない場合には、CVMが株主総会開催について最長30日間の延期を命じることができるものとされた。
- 公開会社では、取締役会議長と CEO の地位を兼任することが禁止された(MP1040 の施行日の 1 年後

から適用される。)。

● 公開会社における独立取締役の選任が義務化された(CVM の定める基準及び期限に従う必要がある。)。

3. クロスボーダー取引の奨励

最低価格以下の商品については、輸入ライセンスの発行を拒絶することが禁止された。また、明示的なルールのない場合に輸出入ライセンスを要求することが禁止された。

単一の外国取引ポータルサイトが導入され、税関検査のための書類及び情報の提出が電子的に行われるものとされた。

4. その他

公的翻訳人は、その登録された州のみならず、ブラジル国内全土で活動できるものとされた。

債権回収の便宜・有効性の担保のため、統一資産回復システム(以下「SIRA」という。)が新たに設立された。 SIRA には、個人及び法人の資産情報を含む一定の情報が登録され、債権回収を効率的に行うことができるよう にすると共に、資産の担保化によるファイナンスを容易にすることを目的としている。

5. まとめ

上記のとおり、MP1040 は、MP であるがゆえに暫定的な性質のものではあるが、複雑な諸手続き・制度が存在し、かねてより「ブラジルコスト」と呼ばれ悪名高かったブラジルのビジネス環境を改善するための試みとして、注目に値する。議会としても MP1040 で改正された問題点を無視するわけにはいかないと思われるため、議会が所定の期間内に MP1040 を承認することで恒久的な法令改正となるか、あるいは MP1040 に代わる法制度がさらに導入されるのか、今後の経緯を見守る必要があろう。

【ブラジル】

弁護士 福家 靖成 yasunari.fuke@amt-law.com

【論文】

- ※ 西山洋祐弁護士が執筆した記事が下記雑誌に掲載されました。 海外法務に携わる意義 ─メキシコ駐在中の弁護士が考えること── 法と経済のジャーナル Asahi Judiciary(2021 年 4 月 12 日)
- ※ 西山洋祐弁護士が下記のウェブページの論文を執筆いたしました。
 【連載】メキシコ会社法の解説−第1回メキシコ会社法の全体像と通則的規定
 掲載サイト: Business Lawyers(2021年4月)

【セミナー】

※ 池田孝宏弁護士が下記の株式会社商事法務・債権管理実務研究会主催のセミナーにて講演を行いました。(配信期間:2021 年 4 月 1 日~2021 年 4 月 15 日) オンデマンドセミナー「インドネシアの債権管理・回収に関する法制度および実務」録画配信

- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
- 本ニュースレターの編集担当者は、以下のとおりです。

弁護士 <u>花水 康(ko.hanamizu@amt-law.com</u>)

弁護士 福家 靖成(yasunari.fuke@amt-law.com)

弁護士 安西 明毅(akitaka.anzai@amt-law.com)

弁護士 池田 孝宏(takahiro.ikeda@amt-law.com)

- ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、<u>お問い合わせ</u>にてお手続き下さいますようお願いいたします。
- ニュースレターのバックナンバーは、こちらにてご覧いただけます。

アンダーソン·毛利·友常 法律事務所

www.amt-law.com